

高校標準法について

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

第三章 公立の高等学校の適正な配置及び規模

第五条 公立の高等学校における学校規模は、その生徒の収容定員が、本校又は分校の別に従い、本校にあつては二百四十人、分校にあつては政令で定める数を下らないものとする。(以下省略)

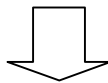
第四章 公立の高等学校等の学級編制の標準

第六条 公立の高等学校の全日制の課程又は定時制の課程における一学級の生徒の数は、四十人を標準とする。(以下省略)

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令

第一条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第五条本文の政令で定める生徒の収容定員の数は、次の表の上欄に掲げる分校の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数とする。

| | | |
|-----------|------------------|-----|
| 分校の区分 | すべての学年の生徒を収容する分校 | (略) |
| 生徒の収容定員の数 | 百人 | (略) |



本 校

収容定員 240 人を下らない
1 学級定員 40 人を標準
学校全体 6 学級以上
(1 学年 2 学級以上)

分 校

収容定員 100 人を下らない
1 学級定員 40 人を標準
学校全体 3 学級以上

《参考》「今後の高等学校教育の基本的方向」における記述（抜粋）

第 3 章 学びの環境整備

2 今後の環境整備の考え方

(2) 学級定員及び規模

本県においては、高校標準法に基づく教員の配置数、実際に県立高校で行われている少人数指導や習熟度別指導などの学習指導の実態、標準より少なくした場合における学習指導への影響や県の財政負担の必要性などを考慮し、学級定員は高校標準法の標準に基づき設定します。(現在は 40 人)

なお、今後、国における学級編制や教職員定数の改善に向けた検討が行われる場合には、その動向を踏まえ適切に対応します。